

平成17年12月定例会会議録（第2号）

平成17年12月8日 木曜日 午前10時00分開議

大 沼 久 議 長 蒲 生 光 男 副議長

出 席 議 員 （21名）

1 番	我 妻	昇	議員	2 番	内 谷	重 治	議員
3 番	大 道 寺	信	議員	4 番	谷 口	栄 子	議員
5 番	佐々木	謙 二	議員	6 番	安 部	隆	議員
7 番	町 田	義 昭	議員	8 番	鳥 谷	政 一	議員
9 番	蒲 生	光 男	議員	10 番	渋 谷	佐 輔	議員
11 番	高 橋	孝 夫	議員	12 番	鈴 木	武 次	議員
13 番	小 関	勝 助	議員	14 番	鈴 木	良 雄	議員
15 番	鈴 木	小 市	議員	16 番	藤 原	民 夫	議員
17 番	蒲 生	吉 夫	議員	18 番	佐々木	榮 七	議員
19 番	島 田	友 市	議員	20 番	鈴 木	新 助	議員
21 番	大 沼	久	議員				

欠 席 議 員 （0名）

説明のため出席した者

目 黒 栄 樹 市	長	長谷部 宇 一	助 役
佐 藤 義 夫	収 入 役	平 進 介	総務課長兼選挙管 理委員会事務局長
松 本 弘	財 政 課 長	松 木 幸 嗣	企 画 調 整 課 長
中 井 晃	税 務 課 長	遠 藤 健 司	自 立 計 画 ・ 行 革 主 幹
小 泉 良 一	市 民 課 長	船 山 祐 子	健 康 課 長
宇津木 正 紀	福 祉 事 務 所 長	高 橋 信 夫	会 計 課 長
金 田 寿 一	消 防 主 幹	飯 田 武 志	監 査 委 員
田 中 勝 男	教 育 委 員 長	大 滝 昌 利	教 育 長
安 部 嘉 徳	選 挙 管 理 委 員 会 長	小 関 秀 一	農 業 委 員 会 会 長
梅 津 和 士	農 林 課 長	那 須 宗 一	商 工 観 光 課 長
浅 野 敏 明	建 設 課 長	平 英 一	管 理 課 長

梅 津 敏 昭	文化生涯学習課長	遠 藤 正 明	農業委員会事務局長
鈴 木 要一郎	水道事業所長	堀 邦 夫	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長
沼 澤 厚 子	監査委員事務局長		

事務局職員出席者

佐 藤 仁	議会事務局長	児 玉 行 宏	補	佐
五十嵐 恵美子	主 任	塚 田 知 広	主	事

議事日程（第2号）

平成17年12月8日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 市政一般に関する質問

- 5 番 佐々木 謙 二 議員
- 17 番 蒲 生 吉 夫 議員
- 3 番 大道寺 信 議員
- 11 番 高 橋 孝 夫 議員
- 16 番 藤 原 民 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

佐々木謙二議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

初めに、順位1番、議席番号5番、佐々木謙二議員。

(5番佐々木謙二議員登壇)

○5番 佐々木謙二議員 おはようございます。

通告しております3点についてお聞きをしたいと思います。

今、国の動向を見ますと、平成7年に地方分権推進法が施行され、国と地方公共団体が共通の目的とする国民福祉、住民福祉の増進を相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般

にわたる行政を展開する上で、国と地方の分担する役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることとされています。

さらに、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治法の改正や市町村合併特例法が改正され施行されています。法の趣旨は、住民の身近な行政は地方公共団体が行うのが望ましいとされ、地方自治体の自主自立を求め、同時に地域間の競争と知恵の競争を促していると思います。

小泉総理は、さきの衆議院選挙の結果を受けて、構造改革の総仕上げを目指すため、第三次小泉改造内閣を改革続行内閣と銘打って発足いたしました。構造改革の背景は、国と地方の長期債務残高が750兆円を超え、短期債務を含むと1,000兆円を超す天文学的数字と言われており、次世代への債務負担を可能な限り最小限にとどめなければならないための改革で、待たなしの施策と思います。

その構造改革の範囲は、社会保障制度の改革、行財政改革、三位一体の改革、市町村合併の推進等聖域なしの改革を目指すもので、国民、住民の痛みを伴うものですが、少子高齢社会を迎え、国のあり方や地方のあり方をどうするかを思うとき、避けて通れない改革の道筋と思います。地方自治体には市町村合併の成否にかかわらず自主自立の自治体の形をみずからの責任で自己統治することが求められていると思います。このような国の動向や社会の変化を踏まえ、通告している3点についてお伺いいたします。

通告の1点目ですが、義務教育のあり方について、市長並びに教育委員長、教育長にお聞きいたします。

長井市教育委員会は、毎年「長井市の教育」という冊子を刊行されて、教育方針が示されています。その中で、学校教育の教育方針を見ると、豊かな感性と健やかな身体を基盤としなが